

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業所名	通所リハビリテーション ながおか生協診療所	法人名	ながおか医療生活協同組合
所在地	第1リハビリ室 (通所リハビリテーション)	長岡市前田1丁目6番7号 電話：0258-38-2011 FAX:38-0822	
	第2リハビリ室 (介護予防通所リハビリテーション)	長岡市土合4丁目1番14号 電話：0258-39-2882 FAX:30-1175	
県指定年月日	平成18年 5月 1日 事業者番号：1570202414	利用定員	25名
従業員の概要	医師 5人 理学療法士 8人 作業療法士 5人 言語聴覚士 1人 介護福祉士 3人 柔道整復師 1人 生活支援相談員 1人 トレーナー 2人		
実施区域	長岡市川東地区西圏域 (千手・表町・中島・神田・新町) 東圏域 (四郎丸・豊田・阪之上・川崎) 北圏域 (栖吉・富曾亀・山本・新組・黒条) 南圏域 (宮内・十日町・六日市・太田・山通)		

2. 提供するサービスの内容

通所リハビリテーションが必要と医師が認めた要介護の方、もしくは要介護状態となる恐れのある方に対して、その心身の状態と有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、目標と期間を定めたりハビリテーションを行うことにより、心身機能・生活機能の維持向上、及び社会への参加を図るサービスです。

3. サービス提供時間 (1～2時間 2～3時間 3～4時間)

1) 第1リハビリ室 (前田1丁目6番7号)

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00～12:00	神経難病 通所リハ	通所リハ	神経難病 通所リハ	通所リハ	神経難病 通所リハ	通所リハ
午後 1:30～4:30	通所リハ	脳力促進 通所リハ	通所リハ	脳力促進 通所リハ	通所リハ	

2) 第2リハビリ室 (土合4丁目1番14号)

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00～12:00	介護予防 通所リハ		介護予防 通所リハ		介護予防 通所リハ	

午後 1:30~4:30	介護予防 通所リハ			介護予防 通所リハ		
-----------------	--------------	--	--	--------------	--	--

※休日、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始（12月30日～1月3日）はお休みです。

4. サービス提供の担当者

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士、生活相談員、トレーナーが連携しながらリハビリテーションを実施します。ご相談がございましたら、気軽にお近くのスタッフへお声掛け下さい。

5. 利用料の支払い方法

- 1) 事業者は利用者に対してサービスを利用した月ごとにまとめて請求書を作成し、翌月の15日頃迄にお渡しします。
- 2) 前項に定める利用者負担金について利用者は特別な理由がある場合を除いて銀行口座の現金振替（毎月20日、休みの場合は次営業日）により支払うものとします。
- 3) 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、口座振替による利用者負担金の支払いが確認されたらお渡しします。

【請求書・明細書及び領収書の送付先】（ご利用者本人手渡し ・ 下記の送付先）

〒 _____

住 所： _____ 電 話： _____

氏 名： _____（続柄 _____）

6. 利用料

サービスの利用料は次のとおりです。以下の料金は介護保険の法定利用料に基づく金額であり、保険適用の場合は市が交付した「介護保険負担割合証」に記された負担割合の料金をご負担いただきます。

ただし、契約の有効期間中に介護保険法等の法令改正により利用者負担額の変更となった場合には、改定後の金額を適用いたします。

なお、介護保険給付の支給得限度額を超えた分や、替えのおむつ代、活動材料費等については、実費をご負担いただきます。

1) 介護予防通所リハビリテーション

項目（★印は必須）	利用料（1割負担の場合）	
	要支援1	要支援2
★介護予防通所リハビリテーション費	2,268円/月	4,228円/月
★サービス提供体制強化加算(I) ^{※①}	88円/月	176円/月
★科学的介護推進体制加算 ^{※②}	40円/月	
利用開始から1年を超えた場合 ^{※③}	2,148円/月	
生活行為向上リハビリテーション加算 ^{※④}	562円/月	
口腔・栄養スクリーニング加算	(I) : 20円/回 ^{※⑤}	(II) : 5円/回 ^{※⑥}

口腔機能向上加算（Ⅰ）※⑥	150 円／回
退院時共同指導加算※⑧	600 円／回
中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算※⑨	所定単位数の 5%を加算
★介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※⑩	所定単位数の 8.6%を加算

2) 通所リハビリテーション

項目（★印は必須）		利用料（1割負担の場合）		
		1～2 時間	2～3 時間	3～4 時間
★通所リハビリ テーション費	要介護 1	369 円	383 円	486 円
	要介護 2	398 円	439 円	565 円
	要介護 3	429 円	498 円	643 円
	要介護 4	458 円	555 円	743 円
	要介護 5	491 円	612 円	842 円
リハビリテーション提供体制加算※⑪				12 円
理学療法士等体制強化加算※⑫		30 円		
★サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※①		22 円／回		
★科学的介護推進体制加算※②		40 円／月		
★移行支援加算※⑬		12 円／日		
リハビリマネジメント加算（ロ）		593 円／月※⑭ （6 か月以内）	273 円／月※⑭ （6 か月越え）	
		270 円／月※⑮		
短期集中個別リハビリ実施加算※⑯		110 円／日		
認知症短期集中リハビリ実施加算※⑰		（Ⅰ）：240 円／日	（Ⅱ）：1,920 円／月	
若年性認知症利用者受入加算※⑱		60 円／日		
生活行為向上リハビリ実施加算※⑲		1,250 円／月（6 か月以内）		
口腔・栄養スクリーニング加算		（Ⅰ）：20 円／回※⑵	（Ⅱ）：5 円／回※⑶	
口腔機能向上加算（Ⅰ）※⑦		150 円／回		
退院時共同指導加算※⑧		600 円／回		
送迎減算※⑩		片道につき－47 円		
中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算※⑨		所定単位数の 5%を加算		
★介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※⑩		所定単位数の 8.6%を加算		

3) 実費負担（利用及び該当時のみ）

実費負担項目		金額
おむつ代金※⑳	リハビリパンツ	130 円
	尿取りパット	40 円
手工芸活動等で作った作品をご自宅に持ち帰られる場合※㉑		材料の実費

4) 利用負担金の見積額～契約期間における、当面の利用者負担額は次の見込です。

介護保険給付対象サービス内容		単価 (1割)	回数	合計
基本料金	適用 要介護 (1-2h・2-3h・3-4h・4-5h・5-6h・6-7h) 要支援(1・2)	円		円
要介護加算	リハビリテーション提供体制加算 ^{※①}	円		円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ^{※①}	円		円
	科学的介護推進体制加算 ^{※②}	円		円
	移行支援加算 ^{※③}	円		円
	リハビリマネジメント加算(□) ^{※④+⑤}	円		円
	短期集中個別リハビリ実施加算 ^{※⑥}	円		円
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ^{※⑤} (Ⅱ) ^{※⑥}	円		円
	口腔機能向上加算(Ⅰ) ^{※⑦}	円		円
	送迎減算 ^{※⑨}	円		円
	中山間地域加算 ^{※⑨} (所定単位数の5%)	円		円
		円		円
		円		円
要支援加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ^{※①}	円		円
	科学的介護推進体制加算 ^{※②}	円		円
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ^{※⑤} (Ⅱ) ^{※⑥}	円		円
	口腔機能向上加算(Ⅰ) ^{※⑦}	円		円
	中山間地域加算 ^{※⑨} (所定単位数の5%)	円		円
			円	
介護保険給付対象サービス(表)の合計 =		A:		円
介護職処遇改善加算 ^{※⑩} : Aの8.6% =		B:		円
(A+B) × (自己負担割合: 割) =		C:		円
C + (実費負担: × 回) =		概ね一月 合計		円

※① 介護職員の配置のうち、70%以上が介護福祉士であること、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上であることを示す加算です。

※② 厚生労働省のシステムに登録してサービスの質を科学的に分析した結果を元にケアを行うことによる加算です。

※③ 利用開始から12か月を超えた要支援の利用者にリハビリ会議を行わない場合には、一定の金額が減算されます。

※④ 日常生活動作及び関連動作・社会参加など生活行為の向上を目的として、通所と訪問指導(実際の生活場面の指導)を組み合わせたりハビリを実施します。

※⑤ 6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行います。

- ※⑥ 栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行います。
- ※⑦ 言語聴覚士を配置し、口腔機能を利用開始時に把握し、多職種で共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成します。計画に従って口腔機能向上サービスを行い、定期的に口腔機能を評価します。
- ※⑧ 病院等に入院されていた利用者の退院にあたり、リハビリ専門職が退院前カンファレンスに参加し、病院スタッフと共同指導を実施するときの加算です。
- ※⑨ 通常の事業実施区域を越え、かつ診療所からの片道の距離が実測で7kmを越える場合に交通費として所定単位数の5%が加算されます。なお、新潟県は全域が加算の対象地域内に含まれています。
- ※⑩ 介護現場で働く介護職員の処遇改善のために国が定める加算です。
- ※⑪ 利用者数に対して、リハビリ専門職が一定の基準を超えて配置されていることを示します。
- ※⑫ 1時間以上2時間未満のサービス利用時に、理学療法士、作業療法士を専従かつ常勤で2名以上を配置していることによる加算です。
- ※⑬ 家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、日常生活動作、及び生活関連動作を向上させて地域へのサービスに移行した利用者の割合が、施設全体で一定の基準を満たしていることによる加算です。
- ※⑭ 利用開始時の訪問評価、及び通所リハ計画の作成と定期的な見直し、さらに定期的なリハビリ会議の開催により関係者・事業所と連携を図ることによる加算です。
- ※⑮ ※⑭のうち、リハビリ計画書の説明を診療所の医師が直接行うことによる加算です。
- ※⑯ 退院(所)日または認定日から3か月以内に、おおむね週に2回、1日に40分以上、身体機能を回復するための集中的なリハビリを個別に実施するための加算です。
- ※⑰ 専門医から認知症と診断され、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、集中的なリハビリテーションを個別または集団で実施するための加算です。
- ※⑱ 若年性認知症のご利用者に個別の担当者を定めることによる加算です。
- ※⑲ 利用者が自ら通う、または利用者の家族等が送迎を行うなど、事業者が送迎を実施しない場合は、片道につき減算となります。
- ※⑳ 必要に応じて施設備品を使用した場合、表記の金額を納めていただきます。
- ※㉑ 利用時の作業活動や自助具作成等に要した材料費、コピー代等にかかった実費をご負担していただきます。

7. 事故発生等、緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、または事故などの緊急事態が発生した場合は、速やかに家族、担当のケアマネジャー(または地域包括支援センター)に連絡を行うとともに、受診、救急搬送等の必要な措置を講じます。
 なお、骨折・入院以上の事故の場合は市町村等への報告も行います。

8. 非常災害対策

当事業所は国の定めるBCP(事業継続計画)に基づいて非常災害に関する具体的な対応マニュアルを策定しており、災害発生時はBCPに沿って対応いたします。

9. 苦情相談窓口 サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

苦情受付 窓口・機関	連絡先 (電話番号)	担当
通所リハビリテーション ながおか生協診療所 (長岡市前田1丁目6番7号)	0258-38-2011	羽賀 正人 (事業管理責任者、医師) 高橋 健太 (管理者、理学療法士)
長岡市役所福祉保健部介護保険課	0258-39-2245	場所:アオーレ長岡東棟2階
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022	—

※上記の他、担当のケアマネジャーへの相談も可能です。

10. 事業運営の透明性確保の取り組みについて

当事業所では事業運営の透明性確保のため、ご利用者やご家族の求めに応じて事業計画、及び財務内容を閲覧できることとします。

11. サービスの利用にあたっての留意事項

- 1) 利用開始に先立ち、当診療所医師が通所リハビリ指示書を作成します。
ながおか生協診療所以外にかかりつけ医をお持ちの方は、事前にかかりつけ医から当診療所宛てに診療情報提供書を作成していただきます。
- 2) 介護保険証と介護保険負担割合証を、初回利用時と認定が更新された時にご提示ください。なお、ケアマネジャーを通じて確認させて頂く場合がございます。
- 3) 複数の方が利用されますので、周囲のご迷惑にならないようご注意ください。
- 4) 貴重品はお持ちにならないで下さい。また靴、手荷物等の持ち物については他の利用者との取り違いを避けるため、名前のご記入をお願いいたします。
- 5) ご利用中においてご利用者の間での金品や飲食物等のやり取りは禁止しています。また職員への提供についても同様にお断りをさせていただきます。
- 6) 送迎サービスをご利用される場合は居住場所と施設の間を原則とし、途中での乗車、降車は行えません。
- 7) サービスを休まれるときには、できるだけ早めにご連絡下さい。

以上